

平成19年(2007年)3月9日
建 設 委 員 会 資 料
都 市 整 備 部 土 木 担 当
都 市 整 備 部 公 園 ・ 道 路 担 当

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 事故の概要

事故発生日時 平成19年(2007年)1月9日午後11時50分頃

事故発生場所 東京都中野区東中野四丁目

事故発生状況 相手方が東中野駅前の環状六号線の歩道を歩行中、区が設置した自転車放置規制区域立看板に接触した。その際、立看板から2ミリメートル程度突出した釘に相手方の着用していたコートが引っかかり、コートがかぎ裂きに破れた。

2 和解(示談)の要旨

コートの補修費3,150円を相手方に支払う。

3 和解(示談)の成立の日

平成19年(2007年)1月30日

4 区の賠償責任

本件事故は、区が設置した立看板の管理が不十分であったことにより生じた事故であり、区の賠償責任は免れないものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による損害額は、コートの補修費3,150円であり、区に全責任があることから、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされた。

備考

事故後の対応について

自転車放置規制区域立看板の点検を直ちに実施

【報告案件 2】

1 事故の概要

事故発生日時 平成 18 年 (2006 年) 11 月 7 日午前 11 時頃

事故発生場所 東京都中野区本町一丁目

事故発生状況 区が管理する公園の樹木の幹が強風により折れて倒れ、相手方が管理するマンションのゴミ置場の屋根に当たり、当該屋根を破損した。

2 和解（示談）の要旨

マンションのゴミ置場の屋根の修理費 119,700 円を相手方に支払う。

3 和解（示談）の成立の日

平成 18 年 (2006 年) 12 月 8 日

4 区の賠償責任

本件事故は、区立公園における樹木の管理が不十分であったことにより生じた事故であり、区の賠償責任は免れないものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による損害額はマンションのゴミ置場の屋根の修理費 119,700 円であり、区に全責任があることから、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされた。

備考

事故後の対応について

折れて倒れた樹木の幹を直ちに撤去するとともに、当該樹木の剪定を直ちに実施